

実績報告書チェックリスト

- 補助金交付決定日の日付、文書番号は記入されていますか
- 補助事業の完了日から 30 日以内又は令和 8 年 1 月 30 日のいずれか早い日までに提出されていますか
- 総事業費が申請時の金額と一致していますか
- 添付書類(契約書・領収書等の写しと保証書・取扱説明書等の写し)の宛名は補助事業者と同じになっていますか。また、工事の内容が分かるものですか
- 太陽光発電設備の最大出力が記入されていますか。また、これとセットで蓄電池を設置する場合、蓄電容量が記入されていますか。

(太陽光発電設備は小数点以下切り捨て、蓄電池は小数点第2位以下切り捨て)

- 添付書類はすべて揃っていますか
 - ・補助対象設備の設置に係る契約書・領収書の写し
 - ・蓄電池の保証書及び取扱説明書の写し
 - (申請時に国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類により確認している場合は提出を省略できます。)
 - ・補助対象設備の設置に係る工事の写真(施工前・施工中・施工後)
 - ・補助対象設備の設置状況を示す住宅全体の写真
(太陽光パネルの設置状況が(枚数も明確に)確認できる写真及びパワコン及び蓄電池の型番が確認できる写真も添付すること)
 - ・住民票の写し
(発行後3月以内のもの。補助対象設備の設置場所と同じ住所のもの)
 - ・電力会社との接続契約書・買電契約書・発電設備の連系に関するお知らせなどの写し(接続契約・買電契約した場合に限る)。但し、FIT(固定価格買取制度)・FIP等を利用しないこと。

その他

実績報告書を提出後、審査の結果、適正と認められると、補助金交付額確定通知書が送付されます。通知書が届いたら、1週間以内に補助金交付請求書を提出してください(振込口座確認のため預貯金通帳の写し(表紙と表紙の裏)を添付してください。)

請求書に記載する補助金交付決定通知書の文書番号が分からないなど、書き方が分からない場合は、実績報告書提出の際に、請求書と通帳(写し)を持参し、ご相談ください。